

「川崎市地域公共交通計画」の改定素案について御意見を募集します

川崎市では、将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保し、基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する交通環境の形成に向け、「川崎市地域公共交通計画」の改定素案をとりまとめ、令和 7 年 12 月 3 日(水)から令和 8 年 1 月 7 日(水)まで市民の皆様からの意見募集を行うとともに、計画の改定素案に関するオープンハウス型市民説明会を市内3か所で開催いたします。

1 意見の募集期間

令和 7 年 12 月 3 日(水)から令和 8 年 1 月 7 日(水)まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和 8 年 1 月 7 日(水)午後 5 時 15 分までとします。

2 閲覧場所

川崎市ホームページ	かわさき情報プラザ (川崎市役所本庁舎復元棟2階)	各区役所 (市政資料コーナー)
支所・出張所・図書館(本館・分館)	市民館(本館・分館)	教育文化会館
まちづくり局交通政策室(川崎市役所本庁舎19階)		

川崎市ホームページ URL

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000182261.html>



市ホームページ
(パブリックコメント)

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいは市ホームページ専用フォームのいずれかで提出

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」、および「連絡先(電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

【提出先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市まちづくり局交通政策室(市役所本庁舎 19 階)

FAX 044-200-0984

※お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめ、後日ホームページ等で公表する予定です。

※個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、個人情報の保護に関する法律等に基づき、厳重に保護・管理します。

※電話や口頭での御意見の提出はできません。

4 オープンハウス型市民説明会(予約不要)

来場の方々に御質問などをお伺いしながら、御説明する「オープンハウス型市民説明会」を開催いたします。

南部地域	令和 7 年 12 月 9 日(火)	14 時から 19 時まで	川崎市役所本庁舎 204 会議室 (川崎区宮本町 1)
中部地域	令和 7 年 12 月 22 日(月)		エポックなかはら 7 階 第 3 会議室 (中原区上小田中 6-22-5)
北部地域	令和 7 年 12 月 23 日(火)		多摩市民館 4 階 第 4 会議室 (多摩区登戸 1775-1)

※開催時間内はいつでも入退場可能です。

※御都合のよい日程でお越しください。

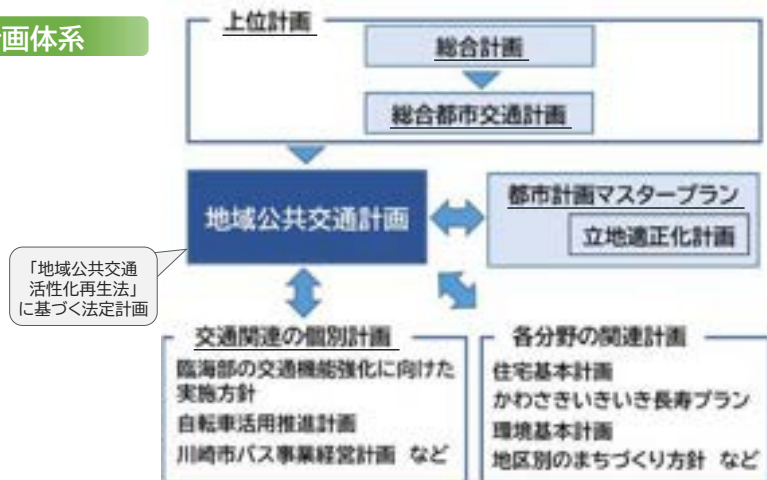
問合せ先
川崎市まちづくり局交通政策室 藤堂
電話 044-200-2762

川崎市地域公共交通計画（改定素案）【概要版】

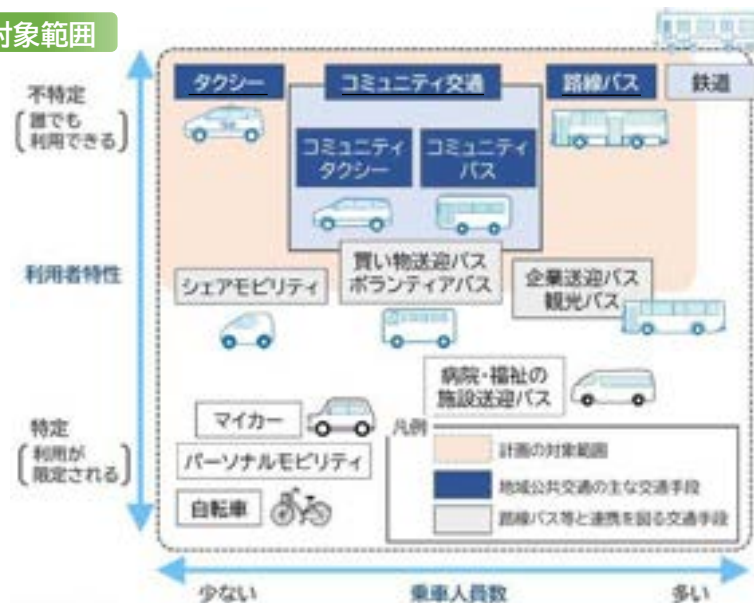
第1章 地域公共交通計画について

- 本計画は、川崎市総合計画における都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、行政、交通事業者、企業・団体等、市民がそれぞれの役割を踏まえた連携のもと、地域公共交通分野に関する取組を進めていくためのツールとなるものです。

計画体系



計画の対象範囲



計画の対象区域 川崎市全域

計画期間

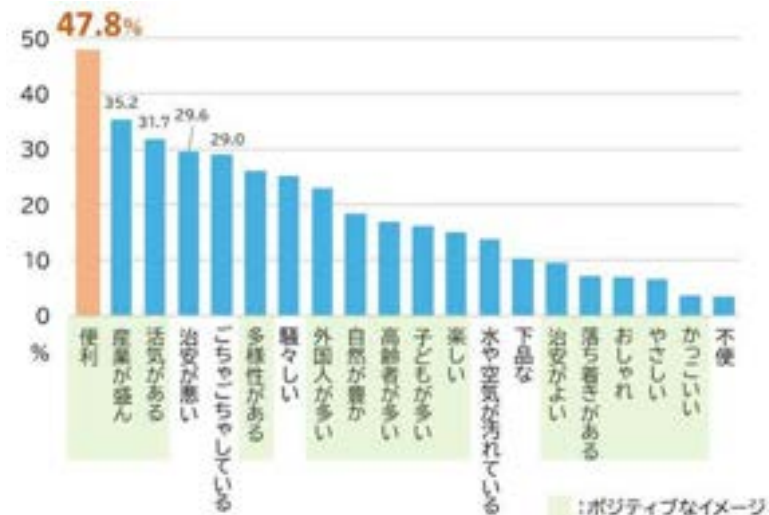
5年間(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)
※当初策定(令和3(2021)年3月)

第2章 地域公共交通を取り巻く状況

- 本市では、東京都心から放射状に広がり市内を横断する鉄道路線と、市内や地域を縦断する鉄道路線により、本市の骨格となる鉄道網が形成されています。
- 地域公共交通の基軸となる路線バスは、ターミナル駅などへのアクセスを中心に、市内各地や隣接都市に広がる路線網を形成しています。



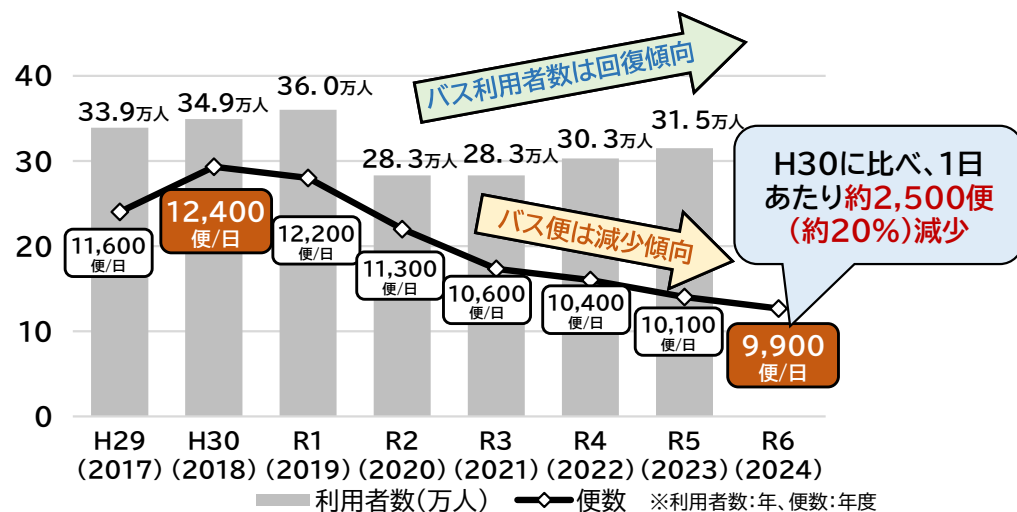
- 川崎市都市イメージ調査において、本市のイメージについて当てはまるものを市民に尋ねたところ、「便利」の選択割合が最も高く(47.8%)、市民は川崎市について「利便性の高い都市」というイメージを持っていることが伺えます。



川崎市地域公共交通計画（改定素案）【概要版】

第2章 地域公共交通を取り巻く状況

- 市内の路線バスの便数は、令和6(2024)年度には、1日あたり約9,900便と、ピーク時である平成30(2018)年度と比べて約20%少ない水準となっており、運転手不足の深刻化を背景に、年々減少しています。
- 市内の路線バスの利用者数は、令和元(2019)年度をピークとして、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、令和5(2023)年度では、約31.5万人(ピーク時の約9割)まで回復しています。
- テレワークの普及など、新たな生活様式の定着により、公共交通を取り巻く環境に変化が生じています。



- 地域公共交通を取り巻く状況等を踏まえ、本計画における改定のポイントを次のとおり、整理します。

計画改定のポイント

- 将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する交通環境を形成
- 「市民の移動しやすさに暮らしやすさを加えた持続可能な交通環境の形成」に向けた施策・取組(事業)を位置づけ

第3章 めざす将来像

社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成



基本方針1 バスネットワークを“守る”

基本方針2 多様なモビリティを“活用する”

基本方針3 利用しやすい環境を“形成する”

めざす将来像が実現された市民の暮らしのイメージ

- 通勤や通学、買い物、通院など、さまざまな生活の場面で、路線バスや多様なモビリティを活用した移動ができています。
- 交通手段の選択肢が広がり、新たな交流の創出や生活の満足度が向上することで、便利なまちのイメージがさらに高まり、生活の暮らしやすさを実感しています。

モビリティステーション

- 路線バスと多様なモビリティサービスが利用できる交通結節点
- 地域の賑わい創出にも寄与する「身近な生活拠点」



川崎市地域公共交通計画（改定素案）【概要版】

第4章 めざす将来像の実現に向けて

- 本計画では、総合計画における『都市の将来像』の実現に向けて、地域公共交通に関する個別計画の役割を踏まえ、施策体系を整理します。
- 施策体系では、交通環境を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域資源の有効活用とともに効果的かつ戦略的に取組を進めるため、施策の5本柱を設定します。

施策		取組（事業）	
基本方針 1 バスネットワークを守る			
◆	バス路線の効率化	1-1	長大・重複路線の効率化
		1-2	バス路線の新設・見直し
◆	路線バスの輸送力確保	1-3	自動運転バスの導入
		1-4	連節バスの導入
		1-5	BRT・急行便の導入
	人材不足への対応	1-6	運転手等の確保
		1-7	運賃適正化の検討
基本方針 2 多様なモビリティを活用する			
◆	多様なモビリティの活用	2-1	コミュニティ交通の維持・導入
		2-2	タクシーの活用
		2-3	シェアモビリティの活用
		2-4	企業バス等の活用
◆	モビリティステーションの形成	2-5	新たな交通結節機能の形成
基本方針 3 利用しやすい環境を形成する			
◆	モビリティマネジメント	3-1	周知啓発・意識醸成
	DXの活用	3-2	運行情報の提供
		3-3	商業・観光連携の促進
	利用環境の整備	3-4	バス待ち環境の改善
		3-5	定時制の確保
		3-6	外出促進・移動支援
		3-7	交通の脱炭素化

◆施策の5本柱として位置づける施策項目

計画の主な取組（事業）

基本方針1：バスネットワークを守る



令和9(2027)年度の実装をめざした自動運転バスの取組

基本方針2：多様なモビリティを活用する



川崎区地区のーとKAWASAKI



平・五所塚地区つばめ号

コミュニティ交通の維持・導入に向けた取組



モビリティステーションの形成に向けた取組
(川崎市計量検査所跡地等)

基本方針3：利用しやすい環境を形成する



周知啓発・意識醸成に向けた取組
(かわさきのりものフェスタ等)

第5章 計画の進行管理

- 学識経験者や交通事業者、市民、行政関係者で構成される「川崎市地域公共交通活性化協議会」を毎年度開催し、取組の進捗や達成状況を報告・協議しながら、計画の進行管理を図ります。

主な評価指標

- 川崎市が便利な都市と感じる市民の割合 約48% ⇒ 約50%以上
- 利用者数 31.6万人 ⇒ 31.6万人以上(現状以上)

※ 路線バス、コミュニティ交通の合計

川崎市地域公共交通計画(改定素案)に対する 意見の募集について<パブリックコメント>

○ 意見募集期間

令和7年12月3日(水)～令和8年1月7日(水)

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和8年1月7日(水)午後5時15分までとなります。

○ 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)、
かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎復元棟2階、
支所・出張所・図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)、
教育文化会館、まちづくり局交通政策室



↑ ホームページはこちら

○ 意見書の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいは市ホームページ専用フォームの
いずれかで提出

※意見の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の
氏名)」及び「連絡先(電話・FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
また、電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

【提出先】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市まちづくり局交通政策室(市役所本庁舎19階)
FAX番号:044-200-0984

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、
御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。

オープンハウス型市民説明会(予約不要)

みなさまの御意見や御質問などをお伺いするため、オープンハウス型市民説明会を開催
します。会場では、説明パネルの展示を行い、職員が御質問にお答えします。

南部地域

令和7年12月9日(火)
川崎市役所本庁舎2階 204会議室

中部地域

令和7年12月22日(月)
エポックなかはら7階 第3会議室

北部地域

令和7年12月23日(火)
多摩市民館4階 第4会議室

全会場
14時～19時
開催

※説明会の資料については、順次、ホームページで公開します。
※開催時間内はいつでも入退場可能です。

川崎市地域公共交通計画(改定素案) について御意見をお聞かせください



意見募集期間: 令和7年12月3日(水)～令和8年1月7日(水)

本市では、川崎市総合計画における都市の将来像の実現に向けて、行政、交通事業者、
企業・団体等、市民がそれぞれの役割を踏まえた連携のもと、地域公共交通分野に関する
取組を進めていくため、川崎市地域公共交通計画(令和3年3月策定)の改定に向けた検
討を進めています。

この度、川崎市地域公共交通計画の改定素案をとりまとめましたので、市民のみなさ
まからの御意見を募集します。

計画改定の背景

令和3(2021)年3月 川崎市地域公共交通計画を策定

計画期間: 5年間

令和8(2026)年3月 計画の改定(予定)



↑ 計画はこちら
(川崎市ホームページ)

川崎市地域公共交通計画(改定素案)の概要

第1章 地域公共交通計画について

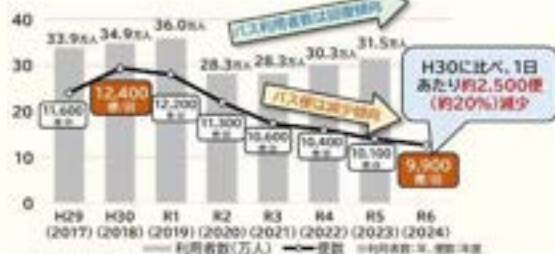
- 本計画は、川崎市総合計画における都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」の実現に向けて、行政、交通事業者、企業・団体等、市民がそれぞれの役割を踏まえた連携のもと、地域公共交通分野に関する取組を進めていくためのツールとなるものです。
- 計画の対象区域：川崎市全域
- 計画期間：5年間(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度) ※当初策定(令和3(2021)年3月)

第2章 地域公共交通を取り巻く状況

- 本市では、東京都心から放射状に広がり市内を横断する鉄道路線と、市内や地域を縦断する鉄道路線により、本市の骨格となる鉄道網が形成されています。
- 地域公共交通の基軸となる路線バスは、ターミナル駅などへのアクセスを中心に、市内各地や隣接都市に広がる路線網を形成しています。

- 川崎市都市イメージ調査において、本市のイメージについて当てはまるものを市民に尋ねたところ、「便利」の選択割合が最も高く(47.8%)、市民は川崎市について「利便性の高い都市」というイメージを持っていることが伺えます。

- 市内の路線バスの便数は、運転手不足の深刻化等を背景に、令和6(2024)年度には1日あたり約9,900便に減少している中、コロナ禍以降は利用者が回復傾向にあるなど、公共交通を取り巻く環境に変化が生じています。



計画改定のポイント

- 将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する交通環境を形成
- 「市民の移動しやすさに暮らしやすさを加えた持続可能な交通環境の形成」に向けた施策・取組(事業)を位置づけ

第3章 めざす将来像

社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成



めざす将来像が実現された市民の暮らしのイメージ

- 通勤や通学、買い物、通院など、さまざまな生活の場面で、路線バスや多様なモビリティを活用した移動ができています。
- 交通手段の選択肢が広がり、新たな交流の創出や生活の満足度が向上することで、便利なまちのイメージがさらに高まり、生活の暮らしやすさを実感しています。

第4章 めざす将来像の実現に向けて

- 本計画では、総合計画における『都市の将来像』の実現に向けて、地域公共交通に関する個別計画の役割を踏まえ、施策体系を整理します。
- 施策体系では、交通環境を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域資源の有効活用とともに効果的かつ戦略的に取組を進めるため、施策の5本柱を設定します。

施策		取組（事業）	
基本方針 1 バスネットワークを守る			
◆	バス路線の効率化	1-1	長大・重複路線の効率化
		1-2	バス路線の新設・見直し
◆	路線バスの輸送力確保	1-3	自動運転バスの導入
		1-4	連節バスの導入
		1-5	BRT・急行便の導入
	人材不足への対応	1-6	運転手等の確保
		1-7	運賃適正化の検討
基本方針 2 多様なモビリティを活用する			
◆	多様なモビリティの活用	2-1	コミュニティ交通の維持・導入
		2-2	タクシーの活用
		2-3	シェアモビリティの活用
		2-4	企業バス等の活用
◆	モビリティステーションの形成	2-5	新たな交通結節機能の形成
基本方針 3 利用しやすい環境を形成する			
◆	モビリティマネジメント	3-1	周知啓発・意識醸成
	DXの活用	3-2	運行情報のデジタル化
		3-3	商業・観光連携の促進
	利用環境の整備	3-4	バス待ち環境の改善
		3-5	定時制の確保
		3-6	外出促進・移動支援
		3-7	交通の脱炭素化

◆ 施策の5本柱として位置づける施策項目

計画の主な取組(事業)

基本方針1： バスネットワークを守る



令和9(2027)年度の実装をめざした自動運転バスの取組

基本方針2： 多様なモビリティを活用する



川崎区地区のーとKAWASAKI 平・五所塚地区つばめ号

基本方針3： 利用しやすい環境を形成する



周知啓発・意識醸成に向けた取組(かわさきのりものフェスタ等)

第5章 計画の進行管理

- 学識経験者や交通事業者、市民、行政関係者で構成される「川崎市地域公共交通活性化協議会」を毎年度開催し、取組の進捗や達成状況を報告・協議しながら、計画の進行管理を図ります。

主な評価指標

- 川崎市が便利な都市と感じる市民の割合 約48% ⇒ 約50%以上
- 利用者数 31.6万人 ⇒ 31.6万人以上(現状以上)

※ 路線バス、コミュニティ交通の合計